



KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 1 「TFRS for SMEs」

現在、タイの会計基準は、国際会計基準及び国際財務報告基準(以下まとめて IFRS)に沿う形の TFRS フルバージョンと、簡易的な TFRS for NPAEs の 2 種類あるのはご存じのとおりであり、日系企業に限らず、タイで非上場の普通の中小企業は、後者の TFRS for NPAEs(以下 NPAEs。タイ人発音ではエヌペー)の方を採用しています。

NPAEs はタイで従来から一般的に認められていた会計基準と大差ないため、必要最低限の範囲での適用で構わなければ特段の追加コストも作業時間もかからなくて済むという点がメリットですが、個人的には、何より NPAEs ベースで作成した貸借対照表や損益計算書の方が、中小企業の社長から見て、ごく自然に理解できるレベルであるということが重要だと思っています。

IFRS は、会計の理想、あるべき計算方法を論理的に追究した学問的要素が多いため、会計のことが好きで好きでたまらないオタク的な人でないと理解困難な世界が展開されています。その結果、IFRS や TFRS フルバージョンで作成した財務諸表は、記載科目も金額も、世間一般の人から見たら意味不明な部分が非常に多いです。せっかちな中小企業の社長にはまず向いていません。

NPAEsは、タイの会計基準を IFRS ベースに完全移行させる際に、非公開会社等の便宜的措置として 2011 年から導入されました。それから 5 年以上経過した 2017 年の今年、もう 1 つの会計基準が登場する話がありました。それが TFRS for SMEs、中小企業向けタイ財務報告基準というものです。今回から新シリーズとして、TFRS for SMEs、NPAEs、それと日本の話も織り交ぜながら、タイの日系中小企業の会計について、理論よりも実務重視でいろいろ考えていきたいと思います。

### ■ TFRS for SMEs の導入時期 — 来年から。か？

TFRS for SMEs は、従来の NPAEsとは全く別の会計基準です。NPAEsが広く採用されているのに、なぜわざわざ別物を導入しようとしているのかというと、IFRS にもフルバージョンの他に、IFRS for SMEs という会計基準があるからです。世界各国が国際的な資金調達や投資活動を継続していくために IFRS の全面採用に向けて動いている中、タイとしても TFRS のみならず、TFRS for SMEs も採用しているという体裁を整えたいというのが背景にあります。

IFRS 財団のウェブサイトでは、IFRS 適用状況と進捗状況が国別に掲載されています。タイのページでは、2016 年 6 月時点の情報として、IFRS for SMEs について以下の記載があります。

チェック事項	タイの FAP の回答
IFRS for SMEs の適用は法制化されているか。法制化されていない場合はその適用が検討されているか。	法制化はされていない。現在、TFRS for SMEs の名称で、IFRS for SMEs に手は加えない形でのフル適用を検討中である。2017 年からの適用を予定している。





KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
 代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 2 「連結財務諸表の作成」

国際会計基準、IFRS は、世界中から集まった会計のプロが、あるべき会計の理想論として検討し草案を作り公表し、その後また議論し直して改訂するというプロセスを繰り返し続けているため、個々のテーマに対する会計基準のどれかが毎年改訂されています。したがって IFRS は、頻繁に変更があり常に動いているという意味でムービングターゲットと呼ばれており、IFRS を適用する国、企業、さらに会計システムを作る会社は、いつの時点の IFRS に対応すればよいのかで毎期振り回されているのが現状です。

「タイの会計基準は国際会計基準に準拠している」とか、「TFRS は IFRS のタイ語訳版」ということを聞いたことがある方は多いと思います。タイ語訳版というのはタイ人会計士も認めている事実です。あとは翻訳を行い公表するまでのタイムラグと、適用を開始する時期によって、TFRS は IFRS の最新版との違いが生じています。TFRS の個々の会計基準に 20●●年改訂版という記載があるのは、IFRS の何年版に対応するものなのかを示しています。

それでは TFRS for SMEs の内容はどうなるのか。今年年初に弊社スタッフに尋ねた所、「タイは翻訳するだけ」というやっばりな回答でした。「タイが自分たちで作るわけがない555」と笑うスタッフたちにタイらしさを感じた一方、「日本は国際会計基準ではないんでしょ」とも言われ、10 年以上前のタイ人会計士と同じ認識であることを知りました。日本は IFRS を生真面目に受け止め、国内で適用する上での問題点を 1 つ 1 つ整理し、国内基準を現実的に近づけていこうとしているのですが、タイから見れば、なぜそんな面倒なことをするのか理解されません。日本は真面目すぎる結果、会計面では後進国として見られてしまうという、何とも歯がゆい現実があります。

IFRS for SMEs は現実的には中小企業向きではないというスタンスの日本と違い、タイは基本的に IFRS for SMEs の翻訳版を TFRS for SMEs として発行することが想定されます。したがって本稿では、現在の IFRS for SMEs をベースとして、タイの日系中小企業における適用上の問題点を考えていきます。まずは連結財務諸表の作成です。

### 1. 連結財務諸表の作成

タイの現地法人自らが子会社を有していない場合は、もちろん関係ありません。しかし、本社機能をタイに置いてタイから海外展開しているオーナー企業、BOI 恩典目的で IHQ として子会社を持っている企業、外資規制回避のためサービス業の実質子会社を持っている企業など、日系中小企業でもタイ現地法人から出資している子会社があるケースは普通にあります。そのような会社は、TFRS for SMEs の導入により、連結財務諸表の作成が義務付けられる可能性が出てきます（現在は TFRS for NPEAs の適用により作成が不要です）。





KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 3 「連結財務諸表の作成」

国際協力銀行(JBIC)が毎年発行している「海外直接投資アンケート」の2016年12月版を見た所、今後3年程度の中期的な有望事業展開先でタイが前年4位から5位に落ちていました。上位はインド、中国、インドネシア、ベトナムです。実際、タイの日本語ニュースサイトでも、昨年来タイではなくベトナムや他のアジア諸国へ日本企業が進出したという話題の方が多くなっているように思います。

逆にタイでの話題はというと、お客様との間では専ら「タイから事業撤退した会社があるかどうか」です。ジェトロバンコクで長年やってきた開業準備セミナーも、そろそろ日本企業のニーズに合わなくなってきたと実感します。投資激減に直面したBOIが投資奨励法の改正と東部経済回廊法の施行で起死回生を図りたい様子ですが、いかにも欧米系の有名コンサル会社が作成したテンプレートのような投資促進策であり、日本企業ウケしない絵空事に見えてしまいます。そんなことよりも、アマタナコンやラヨン方面に新幹線か通勤快速を通した方が、年月は当然かかるものの、この国の経済と社会の発展のためには余程有意義なのではと思います。タイが向かおうとしている方向に違和感を感じます。

### 1. 連結財務諸表の作成(続き)

タイの現地法人が出資している子会社がある場合、IFRS for SMEs(便宜上、今後SME基準といえます)の下では、原則として連結財務諸表を作成しなければなりません。しかもSME基準なのに簡便的な処理はなく、IFRSフル適用の上場企業と同様に、ごく普通の連結作業、連結手続が求められます。

連結財務諸表は、一般的に次のプロセスを経て作成されます。

- ① 各社個別財務諸表の確定
- ② 在外子会社の換算
- ③ 投資と資本の相殺消去
- ④ 債権債務の消去
- ⑤ 内部取引の消去
- ⑥ 未実現損益の消去
- ⑦ 非支配株主持分の調整

今回は、これら連結手続の中で直面する実務上の問題点を述べていきます。

### ■連結手続における問題点

まずは①各社単体の個別財務諸表が固まらないと、連結作業に着手することができません。個別財務諸表数値の修正が入ると、それ以降の作業が全てパーになる可能性があるからです。個別財務諸表は監査を通じて確定するため、前回申し上げたようにタイでは決算日から3ヵ月程度要しているのが普通です。





KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 4 「キャッシュフロー計算書の作成」

タイの中小企業会計基準が国際水準の IFRS for SMEs (SME 基準) に改定された場合の問題点、今回はキャッシュフロー計算書です。

### 2. キャッシュフロー計算書の作成

日本で連結キャッシュフロー計算書の会計基準が導入されたのは2000年3月でした。当時は「キャッシュフロー経営」という言葉が大流行りで、経済誌や企業経営関連の書籍が挙って採り上げていました。黒字経営でも企業は倒産することがある。だから経営者は今こそ、利益ではなくキャッシュフローに注目すべきという論調でした。キャッシュフローという横文字言葉は何となく格好良く聴こえたため、セミナーのテーマとしても、経営、投資、会計、システム等、様々な分野で頻繁に使われていました。

しかし今日、キャッシュフロー経営なんて言葉は耳にしなくなっています。流行が廃れたというよりは、経営者として当たり前の話だからだと思います。キャッシュフロー経営とは、簡単に言えば、自分のお財布の中にいくら入っているか、いつも把握しておきましょうということです。難しい話でも専門的な話でもなく、個人レベルでは誰もが普通にやっています。これを企業レベルで言い換えて、経営者は会社の財布にいくらキャッシュがあるのかを認識し、その金額を見ながら会社の意思決定を下さいよということです。

一方、キャッシュフロー計算書は、キャッシュフロー経営とは直接的には関連しません。キャッシュフロー経営は将来に向けての話であるのに対し、キャッシュフロー計算書は過去の結果であり、経営意思決定には使いません。経営意思決定に使うのは、将来のキャッシュフロー予測であり、一般的には資金繰り表です。これはキャッシュフロー計算書の会計基準導入以前から、経理部や財務部が社内利用のため作成してきていると思います。キャッシュフロー計算書は資金繰り表とは全く別物であり、社外の投資家や会社債権者向けに公表する貸借対照表と損益計算書から派生的に作成する財務諸表の1つに過ぎません。

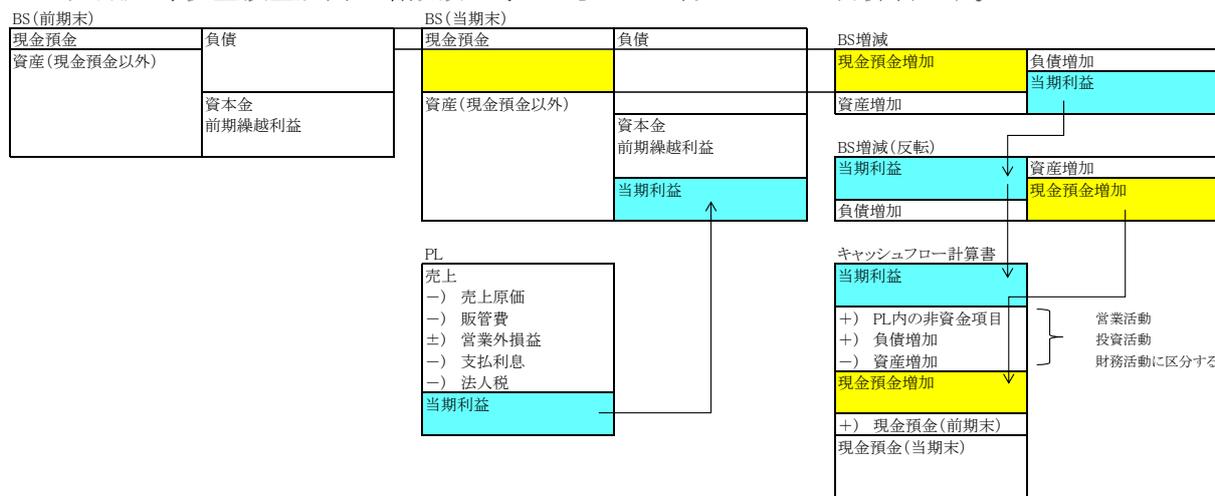
前回の連結財務諸表は、タイの会社が自ら子会社を有していなければ、SME 基準が導入されても関係ありませんが、今回のキャッシュフロー計算書は、多くのタイ会社が影響を受けます。SME 基準を適用すると、キャッシュフロー計算書の作成が義務付けられます。

現行のタイ中小企業向け NPAEs 基準の下では、キャッシュフロー計算書の作成は任意であるため、ほとんどの会社が作成していません。これは、上述のように経営者にとってあまり役に立たないものである上、株主は親会社、サイレントの名義株主、合弁パートナー等で限られていますし、また会社債権者は必要であれば信用状や親会社保証で債権保全を図っているため、キャッシュフロー計算書のニーズがないからです。しかも、当地の会計ソフトがキャッシュフロー計算書に対応しておらず、作成は経理スタッフによる手作業か監査人等に外注することになります。ムダの削減、コストの削減に常時取り組んでいる日系中小企業にとって、キャッシュフロー計算書を作成し公表する意義は非常に乏しいのですが、SME 基準を作成した白人、それを導入しようとしているタイ人ハイソの方々には気にしない感じです。

■キャッシュフロー計算書のコンセプト

SME 基準の下ではキャッシュフロー計算書は作成しなければならないものと割り切って、どのように作成するのか、まずコンセプトを理解するのが良いと思います。先に、キャッシュフロー計算書は貸借対照表(BS)と損益計算書(PL)から派生的に作ると申し上げました。PL が一会計期間の当期利益を示したものであるのに対し、キャッシュフロー計算書は一会計期間における現金預金残高の増減を示すものです。

キャッシュフロー計算書作成の最初のステップは、BSを前期比較し、BSの各項目の増減額を算出する所からです。当然そこには現金預金残高の増減額が出てきますし、当期利益も表れます。それらを形式上、当期利益からスタートして(間接法と呼ばれる形式です)、現金預金以外のBS項目の増減額をプラスマイナスする形で、現金預金残高の増減額に導いたものがキャッシュフロー計算書です。



簿記3級では、借方は「資産の増加」「負債の減少」「利益の減少」、貸方は「資産の減少」「負債の増加」「利益の増加」という覚え方をします。PLはそのうち「利益の増加」と「利益の減少」を拾い上げたものです。一方、キャッシュフロー計算書は、PLの利益の増加と減少の純額である当期利益から逆算で現金預金という1つの資産の増加(または減少)を算出する表であるため、借方貸方をすべて逆転させる発想が必要です。つまり、借方の「(現金預金以外の)資産の増加」「負債の減少」はキャッシュフローの減少、貸方の「(現金預金以外の)資産の減少」「負債の増加」はキャッシュフローの増加として考えます。例えば、資産項目である売掛金の増加はその分現金預金が入ってこないののでキャッシュフロー上はマイナス、売掛金の減少はその分現金預金が入ってきたのでキャッシュフロー上はプラスです。反対に負債項目である買掛金の増加はその分現金預金の支出が抑えられたのでキャッシュフロー上はプラス、買掛金の減少はその分現金預金を支払われたのでキャッシュフロー上はマイナスです。簿記を学び始めた頃のように、あまり深く考え込まず、そういう決まりだと思い込んだ方が理解が早くなります。

キャッシュフロー計算書は、簡単に言えばBSの増減表を左右ひっくり返し、形を組み替えたものであり、BSとPLがあれば原型は作れます。ただし完成させるには、それだけでは済まないのが厄介な所です。

(次号に続く)



**KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.**

小石川会計事務所(経営管理及び監査業務)  
 ジェトロバンコクの講師が直接、貴社の経営管理・財務管理を指導いたします

代表者: 長澤 孝人(日本国公認会計士)

所在地: Room 2C, 1294 Suthisan-Winitchai Road, Huay Kwang, Bangkok 10310 (MRT スティサン駅徒歩1分)  
 連絡先: 091-739-4777 または [nagasawa@koishikawa.co.th](mailto:nagasawa@koishikawa.co.th) 会社案内: <http://koishikawa.p1.bindsite.jp/>

